参考資料

① 地方独立行政法人法（抜粋） …1

② 熊本県公立大学法人評価委員会条例 …3

③ 公立大学法人熊本県立大学の評価実施要領 …4

④ 熊本県立大学の概況 …8

⑤ 令和５年度（2023 年度）業務実績報告書用語解説 …15

【参考資料①】　地方独立行政法人法　（抜粋）

（役員の報酬等）

第４８条　特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下この条、次条及び第５６条第１項において「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

２　特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

３　前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与を参酌し、かつ、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

（評価委員会の意見の申出）

第４９条　設立団体の長は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

２　評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る報酬等の支給の基準が前条第三項の規定に照らして適正なものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

（準用）

第５６条　第四十八条及び第四十九条の規定は、一般地方独立行政法人の役員の報酬等について準用する。この場合において、第四十八条第三項中「給与を参酌し、かつ」とあるのは「給与」と、「実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人件費の見積り」とあるのは「実績」と読み替えるものとする。

２　第五十条第一項の規定は、一般地方独立行政法人の役員及び職員について準用する。

（各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等の特例）

第７８条の２　公立大学法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。この場合において、第二十八条から第三十条までの規定は、公立大学法人には、適用しない。

一　次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度　当該事業年度における業務の実績

二　中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度　当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績

三　中期目標の期間の最後の事業年度　当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

２　公立大学法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を評価委員会に提出するとともに、公表しなければならない。

３　第一項の評価は、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、

その結果を考慮して行わなければならない。

４　評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該公立大学法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該公立大学法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

５　評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合には　、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。

６　設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。

７　第二十九条の規定は、第一項の評価を受けた公立大学法人について準用する。

（認証評価機関の評価の活用）

第７９条　評価委員会が公立大学法人について前条第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績又は同項第三号に規定する中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行うに当たっては、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百九条第二項に規定する認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえることとする。

（中期目標の期間の終了時の検討の特例）

第７９条の２　　設立団体の長は、評価委員会が公立大学法人について第七十八条の二第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、当該公立大学法人に係る中期目標の期間の終了時までに、当該公立大学法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

２　設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

３　設立団体の長は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。

【参考資料②】

熊本県公立大学法人評価委員会条例

(平成１７年７月１日条例第３７号)

(改正　平成３０年３月２３日条例第８号)

（趣旨）

第１条　この条例は、地方独立行政法人法(平成１５年法律第１１８号)第１１条第４項の規定に基づき、同条第１項の規定により設置する熊本県公立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。)の組織及び委員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　委員会は、委員５人以内で組織する。

２　委員は、経営又は教育研究に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

３　委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

４　臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

（委員の任期）

第３条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

３　臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（委員長）

第４条　委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（議事）

第５条　委員会の会議は、委員長が招集する。

２　委員長は、委員会の会議の議長となる。

３　委員会は、委員及び議事に関係する臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

４　委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係する臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第６条　委員会の庶務は、総務部において処理する。

（雑則）

第７条　この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成３０年３月２３日条例第８号）

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

【参考資料③】

公立大学法人熊本県立大学の評価実施要領

平成 19 年 2 月 16 日
熊本県公立大学法人評価委員会決定
一部改正：平成 24 年 6 月 14 日
一部改正：平成 27 年 7 月 15 日
一部改正：平成 29 年 11 月 13 日

この実施要領は、熊本県公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が公立大学法人熊本県立大学（以下「法人」という。）の評価を実施するに当たっての基本的な考え方、評価の方法及び評価の進め方について定めるものとする。

1　評価に当たっての基本的な考え方

(1) 法人における教育研究の特性や大学運営の自主性・自律性に配慮しつつ、法人の教育及び研究並びに組織及び運営について継続的な質的向上に資するものとする。

(2) 評価に関する一連の過程を通じて、法人の教育及び研究並びに組織及び運営の状況を分かりやすく示し、社会への説明責任を果たしていくものとする。

(3) 法人の教育及び研究並びに組織及び業務運営についての様々な工夫や特色ある取組を積極的に評価するものとする。

(4) 次期中期目標及び中期計画の検討や法人の組織及び業務運営の見直し検討に資するものとする。

2　評価の種類

評価委員会が行う評価は、次の３つとする。

名称	根拠	評価の対象	評価実施時期
年度評価	地方独立行政法人法第 78 条の 2 第 1 項第 1～3 号	毎事業年度における業務の実績	当該事業年度の翌年度
中間評価	地方独立行政法人法第 78 条の 2 第 1 項第 2 号	中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標期間における業務の実績	中期目標期間の最後の事業年度の前年度
期間評価	地方独立行政法人法第 78 条の 2 第 1 項第 3 号	中期目標期間における業務の実績	中期目標期間終了の翌年度

３　評価の方法

法人が行う自己評価を踏まえ評価することを基本とし、法人が提出する業務実績報告書等に基づき、「項目別評価」と「全体評価」により行うこととする。

(1) 年度評価

ア　項目別評価

①　法人は、年度計画の最小項目ごとの実施状況について、別紙「評価基準表」に基づき自己評価を行い、業務実績報告書に記載する。

②　評価委員会は、業務実績報告書等を踏まえ、当該最小項目ごとの実施状況について、別紙「評価基準表」に示す視点に該当する取組か否かを審査することにより評価する。

なお、「大学の教育研究等の質の向上」に関する項目については、その特性に配慮するため、専門的な評価は行わず、事業の外形的、客観的な進捗状況等の確認により評価する。

イ　全体評価

評価委員会は、項目別評価の結果を踏まえ、当該事業年度における中期計画の進捗状況について総合的な評価を行う。

(2) 中間評価・期間評価

ア　項目別評価

①　法人は、中期計画の最小項目ごとの実施状況について、別紙「評価基準表」に基づき自己評価を行い、業務実績報告書に記載する。

②　評価委員会は、中期計画の「１大学の教育研究等の質の向上」については中項目、それ以外については大項目ごとに、別紙「評価基準表」に基づき、中期目標・中期計画の達成状況を評価する。

なお、評価に当たっては、業務実績報告書等及び学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１０９条第２項に規定する認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえ、中期計画策定時に設定した指標を基に、客観的かつ総合的に行うこととする。

イ　全体評価

評価委員会は、項目別評価の結果を踏まえ、当該中期目標期間における中期目標・中期計画の達成状況について総合的な評価を行う。

４　評価の進め方

(1) 法人は、次に掲げる提出期限までに、業務実績報告書（評価委員会が別に指定する様式）を評価委員会に提出する。

評価の名称	業務実績報告書提出期限
年度評価	毎事業年度終了後３ヶ月以内
中間評価	中期目標期間の最後の事業年度の前々事業年度終了後３ヶ月以内
期間評価	中期目標期間の最後の事業年度終了後３ヶ月以内

(2) 評価委員会が評価を行うに当たっては、法人の意見を聴取する。

(3) 評価委員会は、評価の結果（必要に応じて業務運営の改善その他の勧告）を法人に通知し、知事に報告するとともに公表する。

５　その他

この実施要領については、必要に応じて見直すことができるものとする。

附　則

（施行期日）

この要領は、平成３０年４月１日から施行する。

（経過措置）

改正後の要領は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度及び中期目標期間における業務の実績を対象とする評価の実施について適用し、施行日前に終了する事業年度及び中期目標期間における業務の実績を対象とする評価の実施については、なお従前の例による。

（別紙） 評価基準表

①年度評価

法人自己評価	
ﾗﾝｸ	評価基準
S	年度計画を上回って実施している。
A	年度計画を順調に実施している。
B	年度計画を十分に実施していない。
C	年度計画を実施していない。

評価委員会評価	
視点	評価基準
顕著	顕著な成果をあげた取組
独自	大学の特色や特性を活かした取組
新規	新たな取組
着実	継続的な実施により着実な成果をあげた取組
注目	マスコミ・報道等から注目された取組
課題	進行の遅れがみられる又は改善が望まれる取組

②中間評価

法人自己評価	
ﾗﾝｸ	評価基準
S	中期計画を上回って実施している。
A	中期計画を順調に実施している。
B	中期計画を十分に実施していない。
C	中期計画を実施していない。

評価委員会評価	
ﾗﾝｸ	評価基準
1	中期目標・中期計画を上回る成果が見込まれる。（評価委員会が特に認める場合）
2	中期目標・中期計画の達成が見込まれる。
3	中期目標・中期計画の達成が厳しい状況にある。
4	中期目標・中期計画の達成のためには、取組の改善が必要である。（評価委員会が特に認める場合）

③期間評価

法人自己評価	
ﾗﾝｸ	評価基準
S	中期計画を上回って実施している。
A	中期計画を十分に実施している。
B	中期計画を十分に実施していない。
C	中期計画を実施していない。

評価委員会評価	
ﾗﾝｸ	評価基準
1	中期目標・中期計画を上回る成果が得られた。（評価委員会が特に認める場合）
2	中期目標・中期計画を達成している。
3	中期目標・中期計画を十分に達成していない。
4	業務運営について改善が必要である。（評価委員会が特に認める場合）

参考資料④

熊本県立大学の概況

令和6年（2024年）7月

◆入試・入学者の状況

◆進路・就職の状況

◆研究活動・地域貢献

◆国際交流

◆管理栄養士国家試験合格率

※「熊本県立大学 大学概要」からの抜粋

◆入試・入学者の状況

＜学部志願者数＞

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般入試	2,019	1,893	1,931	1,417	1,538
（志願倍率）	5.7	5.4	5.5	4.0	4.4
自己推薦型入試	203	191	207	217	204
特別選抜	161	133	147	163	140
計	2,383	2,217	2,285	1,797	1,882

＜学部入学者数＞

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入学者数	509	505	516	513	527
県内高校出身者数	375	352	385	410	430
割合（%）	73.7%	69.7%	74.6%	79.9%	81.6%
男子学生数	203	189	185	199	201
割合（%）	39.9%	37.4%	35.9%	38.8%	38.1%

＜大学院＞

博士前期日程		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
文学研究科	募集人員	5	5	5	5	5
日文専攻	入学者数	4	2	5	3	2
文学研究科	募集人員	5	5	5	5	5
英文専攻	入学者数	2	2	2	2	2
環境共生学研究科	募集人員	20	20	20	20	20
	入学者数	8	10	15	13	14
アドミニストレーション研究科	募集人員	20	20	20	12	12
	入学者数	6	4	5	9	7

博士後期日程		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
文学研究科	募集人員	2	2	2	2	2
日文専攻	入学者数	0	0	1	0	0
文学研究科	募集人員	2	2	2	2	0
英文専攻	入学者数	0	0	1	0	0
環境共生学研究科	募集人員	3	3	3	3	3
	入学者数	0	3	3	0	2
アドミニストレーション研究科	募集人員	4	4	4	2	2
	入学者数	3	0	0	0	0

学部志願者数

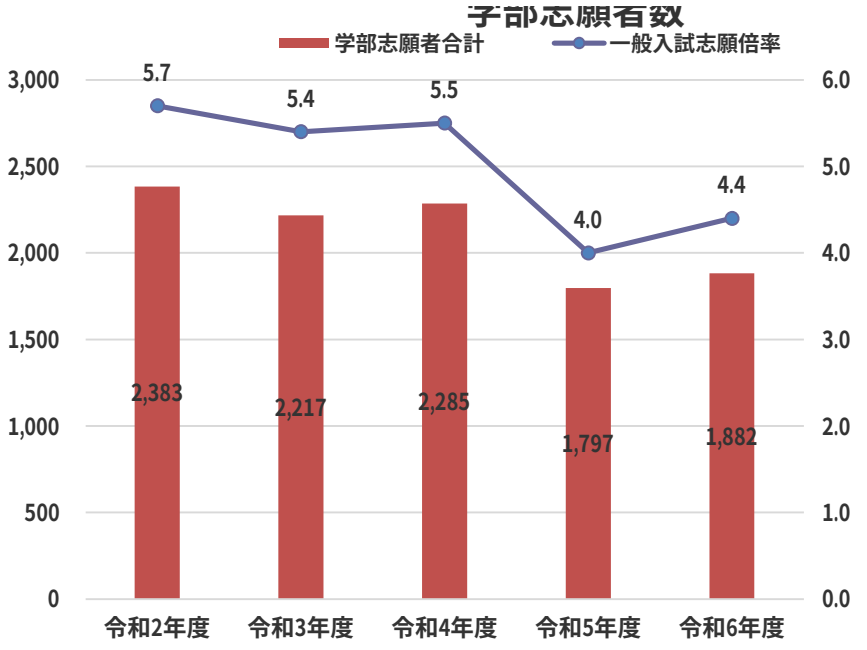
学部志願者数
学部志願者合計
一般入試志願倍率
3,000
2,500
2,000
1,500
1,000
500
0
6.0
5.0
4.0
3.0
2.0
1.0
0.0
5.7
5.4
5.5
4.0
4.4
2,383
2,217
2,285
1,797
1,882
令和2年度
令和3年度
令和4年度
令和5年度
令和6年度

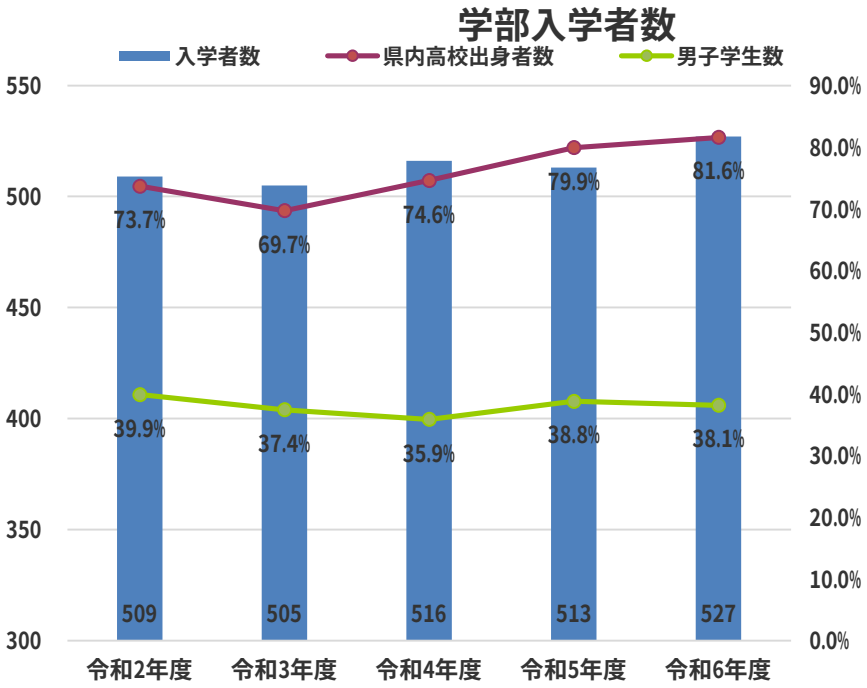
学部入学者数
入学者数
県内高校出身者数
男子学生数
550
500
450
400
350
300
90.0%
80.0%
70.0%
60.0%
50.0%
40.0%
30.0%
20.0%
10.0%
0.0%
73.7%
69.7%
74.6%
79.9%
81.6%
39.9%
37.4%
35.9%
38.8%
38.1%
509
505
516
513
527
令和2年度
令和3年度
令和4年度
令和5年度
令和6年度

◆進路・就職の状況

＜学部生の進路状況＞

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
卒業者総数	472	481	473	498	479
就職希望者	391	419	391	415	424
うち就職決定者	383	404	381	407	412
就職率（%）	98.0%	96.4%	97.4%	98.1%	97.2%
進学･留学･その他	81	62	82	83	55

＜学部生の地域別就職状況＞

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
九州	290	293	283	308	324
うち熊本県	221	218	196	231	248
県内就職率（%）	57.7%	54.0%	51.4%	56.8%	60.2%
九州外	93	111	98	99	88
計	383	404	381	407	412

＜学部生の業種別就職状況＞

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和4年度
民間･その他	303	312	301	317	292
割合（%）	79.1%	77.2%	79.0%	77.9%	70.9%
教育	21	20	16	19	24
割合（%）	5.5%	5.0%	4.2%	4.7%	5.8%
公務員	59	72	64	71	66
割合（%）	15.4%	17.8%	16.8%	17.4%	16.0%
計	383	404	381	407	412

就職率の推移

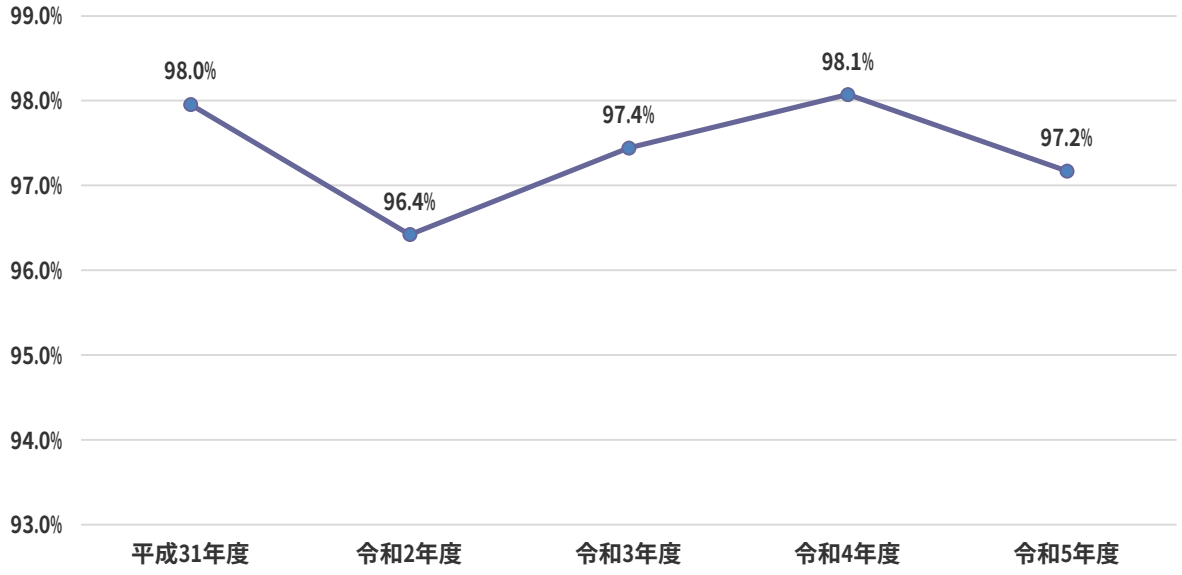

地域別就職状況

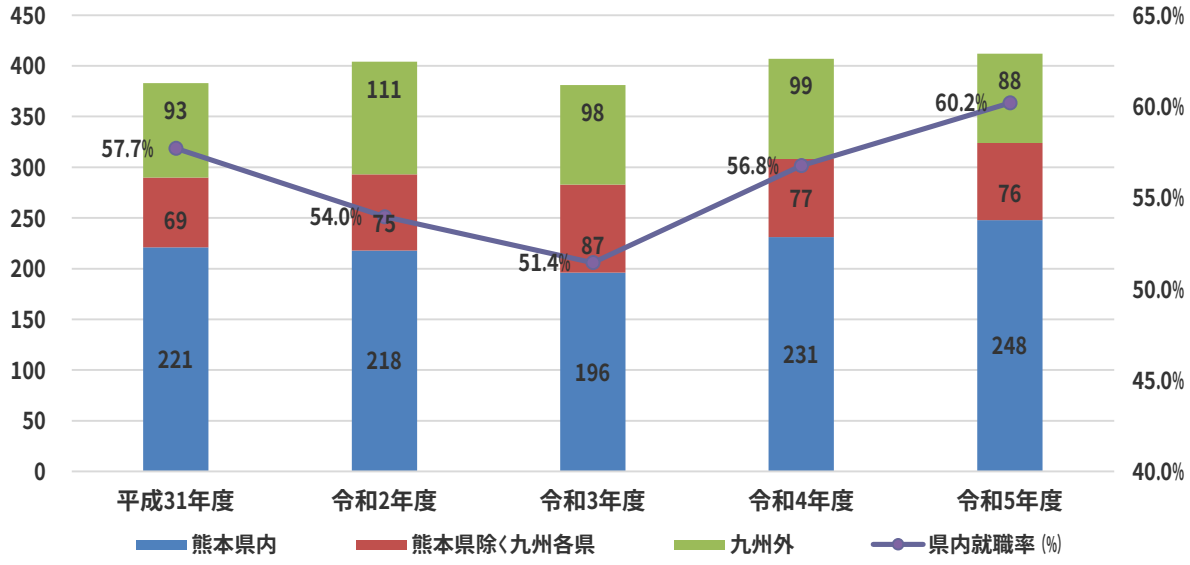

◆研究活動・地域貢献

＜地域おこしスタートアップ事業＞

		平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和５年度
実施団体数		14	13	11	17	12
	県と実施	5	1	1	3	1
	包括協定自治体と実施	9	12	10	14	11

＜外部資金による研究＞

		平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受託研究・共同研究	件数	37	32	34	41	45
	金額	24,536	13,473	20,872	35,447	20,798
科学研究費助成事業	件数	40	40	44	46	43
	金額	61,770	50,440	54,679	49,203	48,399
公募型助成金・補助金等	件数	23	22	19	22	13
	金額	19,716	22,103	66,337	96,119	107,734
教育研究奨励寄付金	件数	7	5	6	7	8
	金額	1,523	2,700	2,570	3,471	3,630
計	件数	107	99	103	116	109
	金額（千円）	107,545	88,716	144,458	184,240	180,561

＜授業公開講座＞

		平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
講座数		95	9	24	31	20
	前期・通年	49	―	―	―	―
	後期	46	―	―	―	20
	オンライン	―	9	24	31	―
申込者数		225	295	50	92	30
受講決定者数		192	295	50	92	25

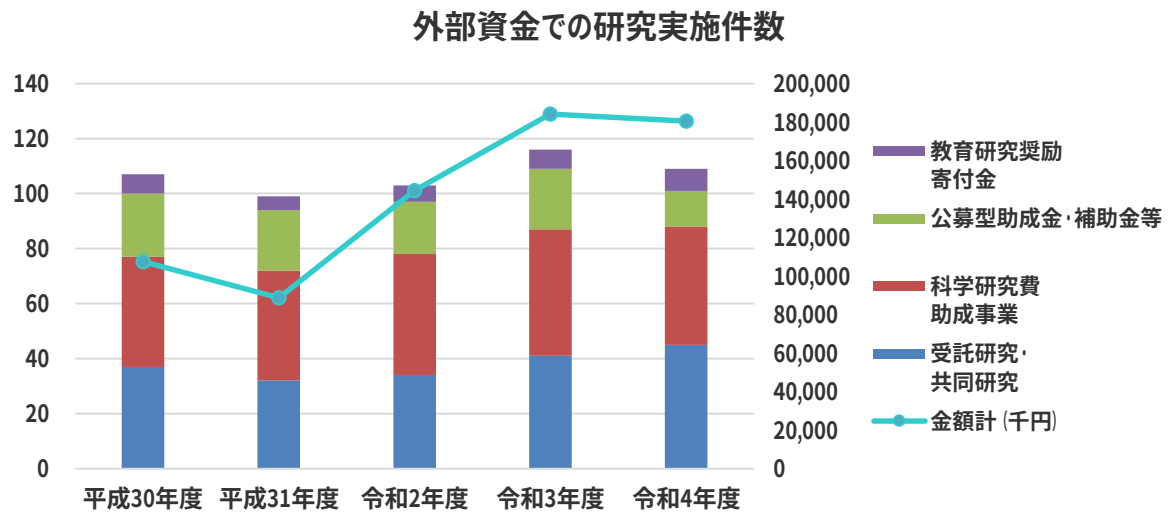

◆国際交流

＜協定校･機関数＞

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
協定学校･機関数	15	15	15	15	16

＜外国人留学生受入状況＞

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
学部生	1	1	1	2	2
大学院生	9	10	12	18	12
研究生	2	2	5	2	1
科目等履修生	0	0	0	0	0
特別聴講学生	3	0	2	7	6
計	15	13	20	29	21

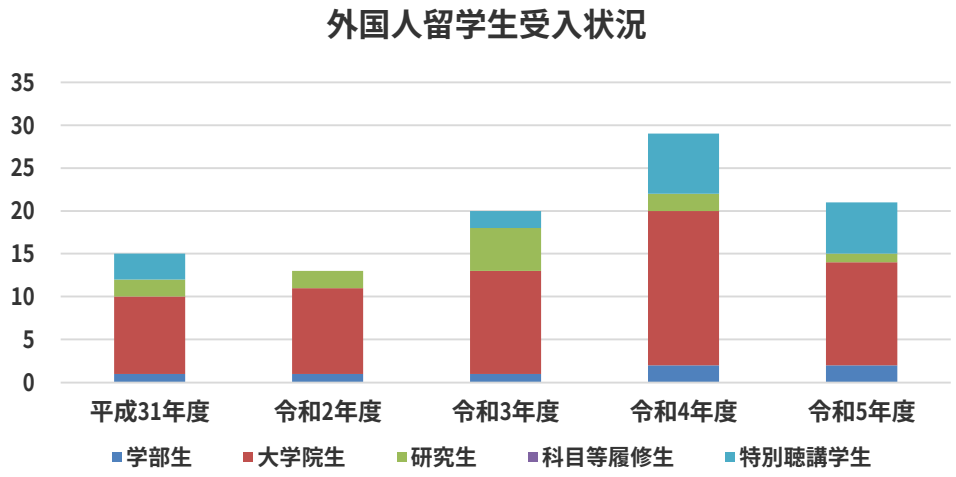

◆管理栄養士国家試験合格率

＜管理栄養士国家試験合格率（新卒者）＞

	平成31年度（第34回）	令和2年度（第35回）	令和3年度（第36回）	令和4年度（第37回）	令和5年度（第38回）
熊本県立大学合格率	100.0%	97.5%	100.0%	100.0%	100.0%
全国平均	92.4%	91.3%	92.9%	87.2%	80.4%

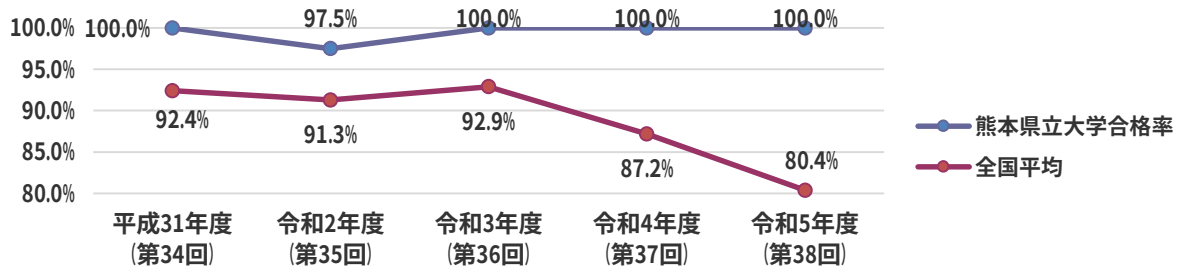

[参考資料⑤]

令和5年度（2023年度）業務実績報告書　用語解説

用語初出計画番号	用　語	解　説
(1)	入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）	大学、学部・学科等の教育理念、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づく教育内容等を踏まえ、どのように入学者を受け入れるかを定める基本的な方針。
(1)	高大接続改革	国が現在進めている高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜を通じて学力の3要素（※）を確実に育成・評価する、三者の一体的な改革。 ※① 知識・技能、② 思考力・判断力・表現力、③ 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度
(2)	アカデミックサポーター制度	留学生（学部に正規生として在籍する者）が講義内容を理解することが困難な場合、その講義内容に詳しい本学学生（大学院生を含む）から学習サポートを受けることによって、本学での学習や研究に意欲的に取り組むことができるよう支援する制度。
(2)	大学コンソーシアム熊本	熊本県内にある大学・高専等が協力して、高等教育機関の教育・研究の充実を図ることにより、地域の行政や産業界と連携しながら、地域社会の教育・文化の向上・発展に貢献し、あわせて熊本の教育環境の向上に寄与することを目的として設立された一般社団法人。県内の高等教育機関14機関で構成。
(3)	スタディサプリ	株式会社リクルートが運営する自主学習型WEBサービス。大学受験予備校と同じ授業や英語等の動画をインターネットを通して配信し、利用者は自宅のパソコンやスマートフォン、タブレットなどで視聴する形式をとる。対象は小学生から中学生、高校生、大学受験生、英語を勉強したい社会人など。
(3)	アドミニストレーション	統治、行政、管理などの意味であり、経営活動、管理活動、あるいは経営管理活動などと呼ばれる。
(3)	JICA	独立行政法人国際協力機構。日本の政府開発援助（ODA）を一元的に行う実施機関として、開発途上国への国際協力を行っている。 令和元年（2019年）10月には、熊本県と連携協定を締結。県の発展に貢献する人材を育成するため、県立大学との連携等により、JICA海外協力隊帰国者の県内での就学及び就業の促進等に取り組むこととされている。
(4)	包括協定	大学と自治体・企業等が、地域における活動や調査・研究、人材育成、産業振興、地域づくり等様々な分野において相互に協力することを目的として締結する協定。 令和3年（2021年）6月現在、21自治体2団体と締結。 自治体）小国町、あさぎり町、和水町、菊陽町、天草市、水俣市、宇城市、菊池市、大津町、人吉市、御船町、合志市、玉名市、山都町、八代市、相良村、高森町、五木村、益城町、水上村、上天草市 団体）一般社団法人熊本県工業連合会、熊本県農業研究センター

用語初出計画番号	用 語	解 説
(4)	もやいすと育成システム	大学の人材養成の目的を表す概念として用いている「もやいすと」を育成する教育プログラムの体系。「もやいすと」とは、「熊本の自然や文化、社会に対する理解に立ち、専門の枠を超えて、自ら課題を認識・発見し、‘地域づくりのキーパーソン’として地域の人々と協働して課題の解決に取り組む人材」と定義している。 学修活動により、「もやいすとスーパー」、「もやいすとシニア」、「もやいすとジュニア」として認定。令和２年度には新たに「もやいすとグローバル育成プログラム」を構築。
(4)	共通教育センター	県立大学の学生が、社会の一員として成長していくための基礎的能力を育成するとともに、地域社会が抱える諸課題についての理解を深め、コミュニケーション力と英語によるグローバルな国際的な対応能力を備え、ＩＴ化・情報社会の進展など、新しい時代の展開に対応できる幅広い教養と技能を涵養するため、既存の「全学教育推進センター」の機能等を見直し、令和３年４月に設置。共通教育の企画・運営を担い、教員の採用・昇任、予算の要求・配当の機能も付与された。
(4)	学生GP制度	地域企業・地域社会から募集した研究テーマを学生が卒業研究として行う取組。この取組を教育体制に組み込むことで、学生の自律と自立に向けた就業力育成を図ることを目的としている。令和4年度から「地域連携型学生研究」へ名称変更。 ※　GP：Good Practiceの略。「優れた取組」という意味で使われている。
(4)	Teams	マイクロソフトが開発、提供するコラボレーションプラットフォーム。通話やビデオ会議、ファイルの共有等が可能。
(5)	Japan Studies／ Kumamoto Studies	日本や熊本の文化、文学、環境、社会等に関する内容を英語で学ぶことができるプログラム
(6)	TOEIC®、TOEIC® IP	Test of English for International Communication：英語によるコミュニケーション能力に関するテスト。IPとはInstitutional Programの略で、大学や企業側が主催者になってTOEIC®の団体受験を手軽に受けられる試験のこと。
(6)	CEFR	Common European Framework of Reference for Languages：ヨーロッパ言語共通参照枠。多言語のヨーロッパでどの言語でどれくらいの語学力があるのか、共通して測る物差しとして欧州評議会（Council of Europe）が開発。外国語の熟達度をA1, A2, B1, B2, C1, C2の6レベルに分け、A1が初心者レベル、C2がほぼネイティブ並のレベル。
(6)	TOEFL ITP®	TOEFLは"Test Of English as a Foreign Language（外国語としての英語のテスト）"の略で、英語を母語としない地域の人を対象に実施されているテスト。ITPは"Institutional Test Program（機関向けテストプログラム）"の略で、団体向けのプログラムとして、主にリーディング、リスニングで構成されるテストを大学の教室内で実施することができる。
(7)	NetAcademy NEXT	TOEIC®試験に対応した英語力向上を目的とした、自宅でも使えるネットワーク型学習システム。
(8)	学位授与方針 （ディプロマ・ポリシー）	各大学、学部・学科等の教育理念に基づき、どのような力を身につけたものに卒業を認定し、学位を授与するのかを定める基本的な方針であり、学生の学修成果の目標ともなるもの。

用語初出計画番号	用　語	解　説
(8)	教育課程編成･実施の方針（カリキュラム･ポリシー）	学位授与方針（ディプロマ･ポリシー）の達成のために、どのような教育課程を編成し、どのような教育内容･方法を実施し、学修成果をどのように評価するのかを定める基本的な方針。
(8)	アセスメントプラン	学生の学修成果の評価（アセスメント）について、その目的、達成すべき質的水準及び具体的実施方法などについて定めた学内の方針のこと。
(9)	キャップ制	履修科目登録単位数上限の設定。学生が、授業科目毎の学習時間を十分に確保し、充実した学修が展開できるよう、１年間あるいは１学期間に履修科目として登録できる単位数に上限を設定すること。
(11)	データサイエンス	統計学やIT、数学、経営学などさまざまな研究分野から成り立つ学問で、 複数の研究分野の知識をもとに、企業の業務システムやインターネット、アンケートなどで集約したさまざまなデータに潜む知見や価値を明らかにし、社会課題や経営課題の解決に役立てる。
(12)	FD	Faculty Development ファカルティ ディベロップメント：教員が授業内容･方法を改善し、向上させるための組織的な取組の総称である。具体的な例としては、新任教員のための研修会の開催、教員相互の授業参観の実施、センター等の設置などを挙げることができる。
(12)	PROG	河合塾･リアセック社が共同開発した、社会で求められる汎用的技能（課題解決力や、チームワーク力等）を測定するためのテスト。毎年、２５０校以上（約２０万人）が受験しているとされる。
(13)	デジタルイノベーション推進センター	情報、地域（産学）連携、研究支援の各部門強化のため、学術情報メディアセンターから情報部門を独立させ、令和4年4月に設置。デジタルによる教育研究環境の構築、学内のIT活用支援、情報セキュリティ対応等を担う。
(13)	LMS	"Learning Management System（学習管理システム）"の略。インターネットやパソコン等により学習を行うeラーニング等を実施する際のベースとなるシステムで、遠隔授業の受講、レポート提出や授業内容に関する質問、学修状況の進捗管理等を一元的に行うことができる。
(15)	修学支援法	正式名称は「大学等における修学の支援に関する法律」。令和２年（2020年）4月施行。低所得者世帯の者であっても、社会で自立し、活躍することができる人材を育成する大学等に修学することができるよう、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対して、①授業料及び入学金の減免と②給付型奨学金の支給を合わせて措置するもの。
(16)	JASSO	独立行政法人日本学生支援機構（Japan Student Services Organizationの略称）。奨学金貸与事業を展開していた日本育英会と、留学生支援事業を行っていた日本国際教育協会等を統合して設立。学生支援事業のほか、高等教育機関に対する支援事業、学生生活や学生支援に関する実態調査や情報収集を行う。
(17)	キャリアデザイン教育	望ましい職業観･勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力･態度を育てる教育を指す（文部科学省HPより）

用語初出 計画番号	用　語	解　説
(19)	「共創の場形成支援プログラム（COI-NEXT）	共創の場形成支援プログラムは、大学等が中心となって 未来のあるべき社会像（拠点ビジョン）を策定し、その実現に向けた研究開発を推進するとともに、プロジェクト終了後も、持続的に成果を創出する自立した産学官共創拠点の形成を目指す産学連携プログラム。令和2年度より公募を開始。
(19)	地域ラブラトリー	地域と連携した研究や活動を紹介、発信、意見交換を行う地域研究・連携センターのWEBサイト
(20)	科研費 ：科学研究費補助金 （独立行政法人日本学術振興会）	科研費は、全国の大学や研究機関における研究活動への助成制度。人文・社会科学から自然科学までのすべての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる独創的・先駆的な学術研究（研究者の自由な発想に基づく研究）を対象とする。
(21)	SharePoint	Microsoftが提供するサービスの一つで、ファイル共有・情報共有を目的とした企業向けサービスの名称
(21)	地域・研究連携センター	地域連携・地域貢献・研究支援の一元的な取組の充実・強化を図ることを目的として、既存の地域連携政策センターを改組し、令和4年4月に設置。地域及び産学官と連携した研究や、研究支援、地域貢献を目的とした外部向けの公開講座・リカレント教育等を実施。
(22)	フリーアドレス	オフィス内で社員が自由に働く席を選択できるワークスタイルのこと。
(23)	学術機関リポジトリ	教育・研究成果の発信手段として大学や研究機関等が作成・提供しているデータベースシステム
(24)	地域おこしスタートアップ事業	地域社会に積極的に貢献するための研究の促進等を図ることを目的とし、設立団体である熊本県や包括協定市町村と協働研究を行う事業。
(25)	KUMAJECT	総合管理学部で学ぶパブリック、ビジネス、情報管理、地域福祉ネットワークのそれぞれのコースの知識を実践的に活用し、地域の課題、問題の解決に向け学生と教員の有志により行っているプロジェクト。近年は、主に人吉・球磨地域での取組みを指して用いられる。
(26)	JST（国立研究開発法人 科学技術振興機構）	JST（国立研究開発法人 科学技術振興機構）は、科学技術基本計画の中核的な役割を担う機関で,国から示される目標に基づき、科学技術に関する基礎研究、基盤的研究開発、新技術の企業化支援、科学技術情報の流通、また近年では国際共同研究の推進や次世代人材の育成など、科学技術の振興と社会的課題の解決のために、さまざまな事業を総合的に実施している。
(27)	CPDプログラム	Continuing Professional Development：継続的専門職能開発プログラム 卒業生はもとより、広く社会人を対象に、専門職業人としての資質能力開発の機会を提供することを目的としたプログラム。
(27)	球磨川流域圏バーチャルキャンパス	令和2年7月豪雨による災害からの創造的復興をめざし、球磨川流域圏の文化、歴史、環境をテーマにした無料オンライン公開講座。令和3年度から開催。
(28)	ＥＳＬ	'English as a Second Language'の略で、第二言語としての英語という意味。

用語初出 計画番号	用 語	解 説
(28)	MoA	"Memorandum of Agreement ”の略。覚書のこと。
(28)	ＳＡＦ	米国インディアナ州の認可非営利教育機関で、180以上の大学と国際的な大学ネットワークを組織し、学生の派遣等活動を行ってる。北米、ヨーロッパ、オセアニアのトップレベルのSAFメンバー大学の協力の下、現地の学生や世界中の留学生と学び、単位取得ができるプログラムなど、多数の優良なプログラムを提供。（日本、中国、韓国を中心としたアジアの大学の学生モビリティー促進のために活動。）
(33)	DX（デジタルトランスフォーメーション）	IoT やＡＩ等のデジタル技術でヒト･コト･モノをつなぎ、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること
(35)	SD	（Staff Development スタッフ ディベロップメント） 教員に加え事務職員や技術職員など、教職員全員を対象とした、管理運営や教育研究支援までを含めた資質向上のための組織的な取組を指す。
(35)	GIGAスクール	GIGAは"Global and Innovation Gateway for All（すべての（児童･生徒）のための世界と革新につながる扉）"の略。 GIGAスクール構想とは、教育現場において、「生徒１人１台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質･能力が一層確実に育成できる教育環境を実現すること」と定義されている。
(36)	個人評価制度	教員の教育研究等の活動状況を点検･評価し、その活性化に役立てるとともに、大学として教育研究等の活動水準の一層の向上を図ることを目的として実施している制度。
(39)	PDCAサイクル	Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の４つのサイクルにより、継続的に業務改善等を行う手法。
(42)	熊本県立大学未来基金	熊本県立大学が平成21年９月８日、さらなる教育研究環境の充実を図り、地域に貢献する有為な人材の育成及び優れた研究成果の創出に資することを目的に創設した基金
(44)	内部質保証	大学が自律的な組織として、その使命や目的を実現するために、自らが行う教育及び研究、組織及び運営、ならびに施設及び設備の状況について継続的に点検･評価し、質の保証を行うとともに、絶えず改善･向上に取り組むことを指す
(44)	認証評価	国･公･私立大学（短期大学を含む。）及び高等専門学校が、その教育研究水準の向上に資するため、教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況に関し、定期的（大学等は7年以内ごと、専門職大学院等は5年以内ごと）に、文部科学大臣の認証を受けた評価機関（認証評価機関）の実施する評価（認証評価）を受ける制度

用語初出計画番号	用　語	解　説
(46)	バリアフリー・ユニバーサルデザイン	バリアフリーとは、障がい者や高齢者、妊産婦など身体機能等に関して何らかのハンデを持つ人が生活を送る上での障壁(バリア)となるものを除去するという考え方であり、ユニバーサルデザインは「すべての人のためのデザイン」のことで、年齢、性別、国籍（言語）や障がいの有無等に関係なく、最初からだれもが利用できるような製品、建物や環境のデザインを意味する。また、情報、サービスやコミュニケーションを含む「すべての人が生活しやすい社会のデザイン」といったより広い概念として使われる。